

令和元年第3回  
城里町議会定例会会議録 第3号

令和元年9月11日 午前10時01分開議

1. 出席議員（14名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	12番	杉山清君
6番	菌部一君	13番	鯉淵秀雄君
7番	三村孝信君	14番	小塚孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	上遠野修
副町長	仲田不二雄
教 育 長	高岡秀夫
まちづくり戦略課長	大曾根直美
総務課長	鯉淵和己
町民課長	雨宮忠芳
財務課長	山崎秀樹
税務課長	鈴木貴司
健康保険課長	阿久津忠昭
長寿応援課長	井上優
福祉こども課長	増井栄一
農業政策課長	山口成治
都市建設課長	園部繁
下水道課長	皆川尊志
会計管理者（会計課長）	小林正雄
水道課長	高瀬浩文

農業委員会事務局長  
教育委員会事務局長

片岡宗徳  
小林克成

1. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長  
書記  
書記

阿久津雅志  
藤田真紀  
高丸哲史

1. 議事日程

---

議事日程第3号

令和元年9月11日（水曜日）

午前10時01分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

---

午前10時01分開議

議員の出欠

○議長（小坏 孝君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14名です。

---

開議の宣告

○議長（小坏 孝君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。

代表監査委員が欠席しております。

また、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いいたします。

傍聴人12名を許可いたしました。

---

## 議事日程の報告

○議長（小唄 孝君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

---

### 一般質問

○議長（小唄 孝君） それでは、日程第1、一般質問から入ります。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問・答弁時間合わせて90分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は重複質問はしないようお願い申し上げます。

それでは、通告第6号、8番河原井大介君の発言を一問一答方式により許可いたします。  
8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） おはようございます。議席番号8番、河原井大介でございます。

本日は3点について質問させていただきます。通告順に従いまして質問のほうをさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、最初の質問に入りますが、要介護認定審査日数の短縮についてという質問であります。

冊子のほうを私なんかは頂戴しまして、介護保険みんなのあんしんプランといったものを頂戴しながら拝見させていただきました。そして、いろいろ見ていくとこの内容、サービスの利用の流れ、サービスの内容等々あります。

今回質問させていただきますのは、いわゆるサービスの利用の流れの部分のポイント、1つの部分に焦点を当てて質問をさせていただくわけですが、そもそもこの介護保険制度の仕組みってどういうものかな、ここに書いてありますのは、住みなれた地域でいつまでも元気に、介護保険は住みなれた地域で安心して暮らし続けるための制度です、40歳以上の皆さんが加入者、被保険者となり保険料を納めて介護が必要になったときには費用の一部を負担することで介護保険サービスを利用できます、運営は市町村が行っていますということです。

その流れなんですけど、今回の質問なんですけれども、要介護認定を受ける際にまず相談をされます。市町村の窓口、地域包括支援センター、相談の目的を伝えます。そうしますと、市町村、役所のほうで心身の状態を調べるということです。具体的に言えば、要介護

認定を受ける要介護申請を要望する方から受けまして、要介護を認定するまでの調査というものがあります。そして、その判定に至るまで、これは法的には国の指針の中では30日以内というルールがあるわけなんですけれども、この要介護の調査、今、実際には城里町では何日ぐらいかかっているのか、実は、町民の方々からお話がありましたのは、少し時間が長いんじゃないのかなというお話がありましたので、介護認定の審査、調査の日数について、まずはご質問させていただきます。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

8番河原井議員のご質問に回答させていただきます。

要介護認定審査の日数についてのご質問でございました。

現在、申請から認定まで50日程度を要しております。ご本人、ご家族、関係各位にはご迷惑をおかけしておることをこの場をおかりしましておわび申し上げます。

○議長（小唄 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） ありがとうございます。

具体的に50日という数字が出てまいりました。関係各位の皆様にはおわびを申し上げるという発言だと思いますが、具体的に、では、どのような解決策で50日を30日にしていくのでしょうか。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き回答をさせていただきます。

今回、河原井議員から貴重なご指摘をいただきまして、私も恥ずかしながら30日を超えて、今50日ぐらいかかっているという実情について把握していなかったんですが、今回の一般質問をきっかけにして関係担当課から聞いたところによると50日かかっているという実情がわかりまして、対策をとらねばならないというふうに再認識をしたところでございます。

さて、今回50日ぐらいかかっている原因でございまして、介護を望むお年寄りが増えております。昨年は月平均87件の申請でございましたが、今年は4カ月平均で97.5件、約100件近くになっておりまして12%の介護認定審査申請の増加がございました。

一方で、処理件数は去年と同じペースで処理をしておりまして、申請が増えているのに対して処理件数が同じなのでたまっていつてしまっていて、87件処理しているところに100件近く申請が来れば毎月13件ずつたまって次第に期間が延びていくということで、今50日ぐらいまで延びてしまったというところでございます。

これを解消するために、長寿応援課内で話し合いを行いまして、月間120件から130件、

調査それから認定をやろうということで、長寿応援課各課員が話し合っ、じゃあ私は何件調査やりましょうと、私は何件やろうということで、それぞれが今持っている業務をやりつつ何件まで調査件数を増やせるか、それぞれの割り当てといいますか目標を定めまして、これから3カ月程度、120件から130件の調査認定を行い、年内には50日のところを30日にまた追いつかせるよう対策をとっていこうということで、今方針を定めたところでございます。

改善につながる貴重なご指摘、ご質問ありがとうございました。

○議長（小唄 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） わかりました。

そうなると、課内で話し合いながら調整をして頑張っていこうという方向性が出たというお話だと思います。

先ほど、町長はつきりおっしゃっていましたが、一月平均申請が100件上がってきています。ここで大事なところは、まず確認しなきゃいけないのは、申請から調査までのこの時間軸、時間帯、ここがポイントになってくるんです。ここは何日になっていますか。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 申請から認定まで50日程度ということですが、調査までの日数についてはちょっと把握しておりませんので、長寿応援課長から答弁させます。

○議長（小唄 孝君） 長寿応援課長井上 優君。

〔長寿応援課長井上 優君登壇〕

○長寿応援課長（井上 優君） 8番河原井議員のご質問にお答えいたします。

約40日程度かかっております。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 今、お話お聞きになったと思いますけれども40日という数字が出ています。40日という数字が申請から調査までの期間。

端的に言いますと、大体近隣の市町村の平均のプロパー、つまりそこに調査をする調査員の数というのは近隣の市町村で見ると平均大体5人ぐらいなんです。城里町としては、専門的にプロパーとして調査をしていただける方が現在2人なんです。ここに大きな差が生まれてきています。つまり、調査の日程はほかの自治体だと平均すると2週間ぐらい、調査、申請から調査の期間、2週間で大体やっていくんです。それはなぜかということマンパワー、人の力で調査をしていくということになります。まさにここなんです。

ただ単に、今、5人が平均なんですから少なくともあと2人、100件申請があつて30件が毎月おくれていて、今月やる分は大体70件の処理しかできない、そして30件が先月から来たものが30件あり、そして100件。ちなみに言いますけれども年間1,200件ぐらいが申請が上がっています。それを12カ月で割ると一月100件ほどの申請が上がっているということなわけです。それで、先ほど町長も最初答弁ありましたがけれども、100件あつて30件が次々に残っていく、70件しか処理最終的にできないです。しかも50日かかっているという前提ですから。

じゃあ、何が問題なのかというのと、シンプルに調査員の数を増やせばいいんだと思っ  
ているんです。この調査員も、春先、4月と8月に県からの講習等々を受けられるというん  
ですが、もう今9月ですから4月、8月とその講習を受けて調査員となれる資格を有する  
期間が終わっている。じゃあ、今どうするか。じゃあ、今、例えば、考え方として課内で  
調整してもらって頑張ってもらえばいいよ、努力してもらおう、みんな気合いと根性で頑  
張っていこうという話なんだろうというふうに推察するんですが、そうじゃないはずなん  
です。

介護認定、そもそも町民の方々が大変苦勞される介護というものに対して町に対してヘル  
プを求めている、助けてほしいという思いの中で体調を崩されるからもちろん申請する  
わけです。その中で2週間という枠組みだけで今まではやってきましたけれども、これは  
本当に過去の職員さんたちの努力、経験もそうなんですけど努力をされた中でクリアしてい  
るわけですが、今回、そうなったときに、じゃあ実際に介護認定を受ける方々の、町長は  
常日ごろ言っておりますけれども住みよいまちづくり、住みたいと思う心をつくるまちづ  
くりであるならば、やはりそういった高齢者福祉の観点、もちろん子供の未来をつくって  
いく子供の子育て支援はとても大事なことだと思います。ただ、現実として、今、目の前  
にある課題を、助けてほしいという町民の思いを受けとめながら、その期間を極力、もち  
ろんお仕事しながら介護をしたりさまざまなケース・バイ・ケースなんですがあります。

つまり、もっと地域に密着したそうした高齢者の福祉に対して、介護に対してもう少し  
寄り添った姿、そこには課の方々が頑張れよというだけでは済まない問題です。具体的に  
そこには人、物、金、補正予算を組んだりプロパーをつれてきたり、2人しかいない現況  
の中で平均5人の自治体の形の現況の中でどうしてあと2人そこに人を入れていただいて  
仕事をしていただけないのか、そこがポイントなんだと思っています。

そういった点をもう一度踏まえた上で答弁をお願いします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き答弁させていただきます。

河原井議員から近隣市町村平均5人というふうにご指摘がありましたが、人口2万人の  
まちもあれば人口20万人のまちもあれば人口10万人のまちもある中で平均5人ということ

では、果たしてその5人という人数が適切かというのはなかなか確かではないかなというふうに思います。

ちょっと現状を言いますと、現在専属で嘱託1人、それから正職員、研修受けたばかりの人もいますが正職員が1人、さらに再任用で1人、3人の方が今介護認定調査に当たっているところであります。まだちょっと経験が浅い方がいるのでその能力が、件数が十分に上がっていない面もあるかもしれませんが、なれてくれば1人当たりの件数も増えてくるかと思えます。

さて、1人当たり一体何件やるのが、職員1人を雇うということは何百万の person 費がかかるわけですが、1人当たり何件できるであろうかと、専属でやった場合というのを想像していただきたいんですが、1人の人が1日2人やる、1日2人の介護認定調査をやる、午前中1人、午後1人、介護認定調査を行うというのは私は無理がない調査件数だと思うんですが、もしそうだとすると3人、ただ短時間勤務の方もいらっしゃるんで100件、今毎月100件来ているわけですが、きちんと軌道に乗ればその人数で100件もできるはずだし、給料分の仕事としてそれぐらいぜひやっていただきたいという思いもございまして。1人当たりの処理件数が減って待ち時間が増えたので、どんどん公務員を雇って増員をするということをやってしまいますと、そういうことではやはり公務員の全体の人員の制限もありますのでほかの課にしわ寄せがいたりいろんな論点が出てきますので、今、日数が延びてしまっているということをご指摘いただいて、本当にこれをきっかけにしっかりと改善しなきゃいけないというふうな思いをいたしているところでありますが、日数が延びるたびにどんどん人を雇って増やしていくというのも、また長期的な町の財政のバランスを考えたときにはそういったバランス感覚も必要なのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（小坪 孝君） 8番河原井大介君。

さらに傍聴人2名を許可いたしました。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） ちょっと論点が違うんですね。

今、働き方改革というもので出ているように、つまり今いる人たちでとにかく、多分、今の話だと残業させようというお話だと思うんです。なぜならば、もう既に30件、100件の申請において30件できていないわけですから、もっともっと仕事しようとなるわけです。今回の議会に上程されていますけれども、報告第49号にもありますけれども、城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則というのが報告出ていますけれども、その中の第9条2の（1）アは、1カ月において超過勤務を命ずる時間については45時間とあります。

ここで長寿応援課に確認しますけれども、今のさっきの人数で45時間という数字を100%越えないという形で明言できますでしょうか。

○議長（小唄 孝君） 長寿応援課長井上 優君。

〔長寿応援課長井上 優君登壇〕

○長寿応援課長（井上 優君） 8番河原井議員のご質問にお答えいたします。

直近の数字なんですけれども、8月現在で1名、この時間帯を越えている職員がおりますので、見通しとしてはちょっと厳しいかなとは思っております。

○議長（小唄 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） ありがとうございます。

いわゆる報告にあるようなそういった規則等々において、それを遵守することが難しい可能性があるというふうには示唆されています。そこなんです。実際には。

今、現段階の中で超える可能性があるというふうになっていけば、50日かかっているものを30日に短縮しなければいけない、20日、それが要は残業、超過勤務等々でクリアしなければいけないということになっていくと非常に難しいと思います。非常にこれは困難な話になっていくと思うんです。

当然、ここで考えなきゃいけないのは、そういった働き方改革に逆行するやり方でいいのか。実は、これもう前々から、4年ぐらい前にも一度40日を超えていて議会でも話があって、町長は30日にしていくということをして4年前にもあるわけです。当初からこういった勤務体制、あと8月にも人事異動なんかもされているようなんですけれども、当初から大体シミュレーションをしていけば100件当たりどのような処理件数でやっていかなければいけないのかということがわかっていると思います。過去、昨年度も含めてなんですけど、皆さん本当に職員さんの努力の中で30日、おさまってきているわけなんですけれども、そういった中においても明確にきちとした人員配置だったりその話というのは今までできていたんでしょうか。今回になって知らなかったという話では実はないんで、4年前にももちろんわかっていたし、その経過の中で、プロセスでわかっていたはずなんです。

お金がもったいないと言うのであれば、例えば、紅白まんじゅうを長寿応援課で配っていらっしゃいますけれども廃棄処分が年間約30万だというふうに聞いております。30万という紅白まんじゅうの廃棄処分があるのであれば、人件費の中で約250万、プロパーとして嘱託としてお雇いするときにその金額として、費用対効果としてどちらがより町民の実態の介護において重要なのかどうか、そのことはやはり再認識される必要があるんだろうというふうに思っています。これは、きちとした労働環境もそうなんですけど、町民に対して、介護の高齢者福祉に対して真摯に取り組む町の姿勢が今求められている事案だと思いますので、質問をさせていただいているという趣旨でありますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしながらご答弁をお願いします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕



○町長（上遠野 修君） 引き続き答弁をさせていただきます。

まず、人員の件であります。平成28年、長寿応援課の職員計6名が配置されておりました。平成28年に6名で、そして介護認定調査がおくれているということで遅延の指摘がございまして、その後、29年7名、30年9名と長寿応援課の職員を増員しまして対応して30日以内におさまったというところでございます。

再び今年の3月末に再任用職員1名が定年退職しまして、ちょうど介護認定調査をやっていた職員だったんですが1人退職いたしまして、そういったこともありまして今年も長寿応援課の職員合計8名でやっております。一度遅延の指摘があった4年前に比べて2人増員に既になっているところであります。

さらに、介護認定調査を進めるためにまた再びさらなる増員をとということも確かに検討しなければならないのかもしれませんが、一方で、先ほど申し上げましたように1人の人が1日2件、専属で介護認定調査をやるとして午前中に1人調査で行き、午後1人調査に行くと、1日2件調査を行うと1カ月22日勤務とすると1人44件、2人専属だと88件、さらに0.5人加わると100件くらいできればやってほしいなど。それを専属でやっているということであれば、それくらいぜひ仕事として無理なくできるのではないかなというような思いもございまして、実際は専属でやってもなかなか44件、今、1人当たり専属でやっている方で44件は達成できていないところですが、今後、話し合いを持ちまして50日までたまったのを3カ月間程度でもとに戻すのに当たってはそれくらいの件数をやることで取り組もうということで、今やっているところでございます。

今までよりも件数を増やすため、今後3カ月程度はおっしゃるとおり残業が発生するかと思います。これはこの段階で急に有資格者を中途採用するということも現実的には難しいですし、職員の異動によって増員をするにも資格がない人は急に調査ができませんので、今長寿応援課で資格を持っている人間で調査をしていくということになりますので、3カ月間程度、残業が発生しつつも町民の期待にお応えするため、認定件数を増やして30日以内でできるよう努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 調査をする職員さんは何人いらっしゃいますか。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 現在3名です。

○議長（小坪 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 3名ですよ。3名ですよ。ほかは平均して約5人ですけど

も3名なんですね。3名で、例えば体調を崩されたりけがをした場合、職場離脱された場合、どのように考えるのか。

と同時に、残業を前提にしますけれども、残業を前提としながら3カ月ぐらいいもとに戻すと言いますが、現在、もとに戻らなくて厳しい状態の中で30件が次の月にと申請がおくらされている、おくらしているわけです。それを3カ月で何とか調整するというその根拠がいまいちよくわからないし、現場の仕事として、今さっき、電卓をはじけばそういう数字になるんでしょう。ただ、現場の中でケース・バイ・ケースでさまざまな方々がいて、そしてその内容について作文をし、それを審査会等々に出す準備等々を踏まえたところでプロパーが、調査員が3人しかいない、例えばその方が体調不良だったり職場離脱をされた場合、じゃあどのような対策があるのか、具体的にそういうことを踏まえた上で今おくらにおくらしているその状況をどのように打破するかということの行政マネジメントの運営の話をしているわけです。ただ単にお金もったいないとか残業をさせればなとかなるか、そういう話じゃないんです。

具体的に根拠があってどういった大人の対応ができて、3カ月間とりあえず残業して頑張ってくれと、でも12月の補正予算には何とか間に合わせてみたい、そして来年の当初予算にはこの人員を配置するための段取りを必ずするから、あとみんな踏ん張ってくれと、3カ月でも残業してという話だったらまだ話はわかりますけれども、それは政治的な話としてはわかりますけれども、今の行政マネジメントとしては、とにかく頑張らせてみるみたいな感じなんですよ。話としては。わかりますよ、お金の問題とか費用対効果の話はわかりますが、それとは違う部分で現実的な今起きている課題に対して、ピンポイントで対処をするマネジメントのまさに行政としてのトップリーダーとしての判断が今求められているので、ただ単に残業して何とかクリアして、3カ月で何とかしちゃおうよというのはちょっと難しいのかな。なぜならば、現場の話を聞けばさまざまな事情があるからです。

その点について、いま一度、町長、ここの思いについて、考え方について、残業をやらせてクリアする、させる、3人しか調査員いないけれども、たくさん今何人もいるような話しましたけれども、実際に調査できるのは3人しかいないと言っていますよね。その話を最後に答弁をお願いします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

資格を持っている者はほかの業務をやりながら調査の資格を持っている者もおりますので、実際に調査に当たれる者は3人ではなくて、ちょっと長寿応援課長から答弁させますが、たしか5人か6人は、恐らく5人だったと思いますが、調査に行く資格を持っておりますので、ほかの主に調査をやっている人員ができない部分については、ほかの業務を持ちつつも資格を持っている者が週1回でも2回でも調査に出ることで月間5件とか10件を

フォローしてあげてその3人に何かあったときにはカバーするような、そういった形で有資格者はより多くの方に資格を取らせておりますので、そういった形でカバーするようにしております。

先ほど、河原井議員からただ頑張れということではなくてしっかりと課内で話し合って3カ月やった後にはきちっとした対応をするからというような、そういった話し合いがあった上でのことかというようなお話がありましたが、まさしくそのような話し合いを長寿応援課の中でやってもらって、こういう割り当てであれば3カ月で解消していく目標としてみんなが納得しただろうというので関係する職員に稟議を起こしてもらって、それで今回計画を立てているということで、精神論だけではなくて一つ一つどこまで各人ができるかというのを積み上げての計画だということでご理解いただければと思います。

○議長（小坪 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 何度も繰り返すと時間もあれですが、精神論ということを行っているわけじゃないんです。具体的な実際の人数と現場の状況を把握した上でどのようにマネジメント、コントロールして調整していくかという話をきちっとされているんですかと聞いたところ、されているということですからされているわけですね。であれば、もちろん人員配置等々も来年度からはきちっとやるということもきちっと町長も既に考えていたといったことでよろしいですか。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 来年度の人員配置について、この場で約束するようなことは答弁できないんですが、課内でしっかりと話し合っただけで無理のない目標を立てていきたいというふうに考えております。

○議長（小坪 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 人事を約束する、しないとかというそういう話ではなくて、現状をどう打開するかという観点においてきちっと話をして、そのプランニングを当然今から進めているということでもよろしいんですか。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き答弁をさせていただきます。

介護認定調査が30日以内にできるようにしっかりと計画を立てているところでございます。

○議長（小坪 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） わかりました。

じゃあ、いずれにしても50日間越えてしまっているということを30日以内に何とかし、そして近い将来にはそこに対してマンパワーとして人的な要因も含めて何かしらの対応策をとるということでよろしいのでしょうか。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 30日におさまるよう何らかの対策をとっていきたいというふう  
に考えております。

○議長（小唄 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） よろしくお願ひいたします。

次の質問に移ってまいります。

緊急車両が進入できない町道の現況についてということで質問をさせていただきます。

この質問は6月に質問させていただいたんですが、46本の緊急車両が通れない、進入できない道路が46本あると。今、1本直していますので残すところ45本、城里町の消防署に聞きますと約10本ほどが進入できない道路であるよというお話を私頂戴していただき、その整合性、内容について、実際46本と消防署が確認をし総務課にお伝えしている10本の緊急車両が進入できない道路について、具体的な内容についてご説明いただいでよろしいでしょうか。総務課長にお願ひいたします。

○議長（小唄 孝君） 総務課長鯉淵和己君。

〔総務課長鯉淵和己君登壇〕

○総務課長（鯉淵和己君） 8番河原井議員さんからのご質問ですけれども、確かに6月の議会で46路線という回答をしたかと思ひます。その数につきましては、6月の時点で質問をお受けしたときに消防署のほうに確認をいたしました。消防署のほうから上がってきたものは、現時点では10カ所程度だということでありました。その10カ所というのは、特に入れないところを調査したわけではなく、消火栓の点検等で町内を歩いたときに緊急車両の通行がちょっと難しいところを消防署のほうで地図に落としていたものが10カ所あるということで回答を得ました。

なぜ46本になったかといいますと、過去、平成27年度に同じような質問をいただいたときに総務課で調べまして、このときは消防団とかからも情報を取りまとめてそのときの数字が残っておりましたので、今回、消防署からいただいた10件と照らし合わせまして46路線ということになったわけであります。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 結局、城里町の消防署が言っている進入できない10本の道路というのは46本の中に当初、6月の中に入っているということでよろしいのでしょうか。

○議長（小坏 孝君） 総務課長鯉渕和己君。

〔総務課長鯉渕和己君登壇〕

○総務課長（鯉渕和己君） 8番河原井議員のご質問ですけれども、含まれています。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） ですよね。ここで何が言いたいかというと、城里町の消防署の職員の方、つまり町民の生命、財産を守る最前線に立っている現場の方々が10本進入できなくて、町道として、ちょっと大変なところがありますよ、困難なところがありますよと言っているわけでありますから、この10本というのはどのような認識にまず総務課としては考えられるのか。

それと、幾つか問題になるのは、統一基準というものは実際には町の中で存在しているのでしょうか。つまり、進入できない車両についてどういったケース、どういった場合、どういった状況においてどういった形の中で総務課が認識をし、消防署が認識をし、都市建設課が拡幅をするに当たって調整をし、そして行政内部として緊急車両が通れない、生命、財産を守るために必要な道路として認定をする、確認をする、そういった統一基準というか共有する場所やそういった思いであったり形であったりそういった基準というものは、現段階ではどのような形になっているのでしょうか。

○議長（小坏 孝君） 総務課長鯉渕和己君。

〔総務課長鯉渕和己君登壇〕

○総務課長（鯉渕和己君） 8番河原井議員さんの質問にお答えをいたします。

消防署の職員が入るのが難しいと考えているところを総務課としてはどう考えるのかということでもありますけれども、車両が通行できなくても救急車については行けるところまで行って、あとは担架とかストレッチャーで救助には必ず向かいますという回答を得ております。

考えとしては、もちろん解消されて救急車が行くのがよいことだとは考えていますけれども、一応、現時点ではそういうことでもあります。

それから、基準はあるのかということですが、特に基準はございません。前回お示ししました46路線につきましても、道路幅員が狭いだけではなく枝等が張り出していて進入が難しいと考えるところも含まれておりますので、特に統一した基準等はございません。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） はい、わかりました。

1回整理します。そうしますと、46本中、消防署の職員さんがお話をされたのは、緊急車両が進入できない本数が10本という数字が出ています。私としては、もちろん生命、財産を守る救急車、消防車を使いながら救助活動等々に当たる職員さんたちが訴えているこの10本という数はかなりリアル、現実的な救助に対して危ない、困難な、まさにそういった場所なんだろうというふうに思っています。ですから、そういったところは最重要、緊急車両が通る最重要路線として考えなければいけないと思いますし、前回の質問でもさせていただきましてけれども、優先順位、46本あるうちの、じゃあどれがどういうふうな順番でつくっていくのか。町長は前回の答弁の中で三、四年かかってしまうとっていました。それはさまざまな土地の問題もあるし予算の問題もあるしさまざまあるということなんですけど、そうしますと46本を全部クリアするのに150年近くかかってしまうわけです。

だから、そういったことを踏まえた上で、先ほど道路の状況等々、道路が狭くて通れないというだけじゃなくてさまざまな要因があるという話なんですけど、まさにこの46本のうちに優先順位をつけ、そして最重要路線としてはまず消防署が指定している10本、そして、さらに基準、統一基準がないというふうな話だったんですけど、これはやっぱり町民の生命、財産を守るという観点においてまさにしっかりその統一基準、つまり優先順位をつけてどこからまずスタートしていくか、どこからまず町道を直していくか。

つまるところ町道は町民の最優先の生活道路であります。緊急車両が侵入できるのは当たり前というか最低必要条件、最低の生活条件であるというふうに思っています。緊急車両が通れることが最低条件ですので、もちろん生活道路として使っている町道に対してはきちっと優先順位をつけ、きちっとこの10本なら10本でいいんですけど、まずは優先順位と、そしてそこに対する人、物、金をまさに投資をして全力で生命、財産を守るための最初の入り口として統一基準等々をつくる、そして、もちろん連携をする、消防署も総務課も都市建設課も役所全体で、もちろん議会もそうでしょう。さまざまな情報を集約しながらつくっていく、その統一基準を一緒に共有する、そういった場所をつくれるかどうか、総務課できちっとそこは統一基準をつくれるかどうか、確認をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（小唄 孝君） 総務課長鯉淵和己君。

〔総務課長鯉淵和己君登壇〕

○総務課長（鯉淵和己君） 8番河原井議員さんの再度のご質問ですけれども、考えていなかったものですから即答は何ともできないんですけれども、例えば、今考えるだけでも統一基準を決めるのにさまざまな問題点等も頭の中に、先ほど言いましたけれども、幅員だけではなく木が出ているとかあるいは屋根がぎりぎりでは通れないとか、統一基準を決めるに当たっても今考えるだけでさまざまな問題等もありますので、検討することはできると思いますけれども、決定するとまではちょっと私の口からは言えない状況であります。

○議長（小唄 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） はい、わかりました。

もちろん、すぐに基準を決定して、すぐに優先順位をつけろというわけにはいかないと思います。もちろん、さまざまな関係機関と話をしながら検討を進めながら、丁寧にかつ迅速に、確実に町民の生命、財産を守れる町道をつくっていただきたいという思いでありますので、その点ご理解をいただきながら、これから検討をしていくということでございますので、そういった思いをしっかりと受けとめながら私としては次の質問に移ってまいります。

次の質問に入りますけれども、イノシシの対策ということになります。

昨今、非常にイノシシの被害が多くなっています。もちろん、地元のほうでも実際に夜中イノシシが飛び出してきて車と接触した事故、さらには学校やそういったところの近くで目撃情報も相次いでいると聞いています。さらには、田んぼ、この季節は稲刈りのシーズンでありますけれども、まさにイノシシが田んぼの中に入って害をなしている等々、私も農家でございますのでさまざまな農家のお話を聞いております。

具体的に、広報しろさと8月号にも電気柵等々補助なるものを役所、町のほうでも準備をして補助をやりたいと。あと、有害鳥獣対策に対して、ハンターの皆さんと鳥獣対策の皆様方と猟友会の皆様方と連携をしながらやっている。そういった具体的なところについてイノシシの被害等々、そして、昨今増えているイノシシの現状について、まずはどのように町として把握されていて、具体的に今行っている事業等々について、まずイノシシの現況について町長のほうからご答弁をお願いします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 8番河原井議員からのご質問に回答をさせていただきます。

イノシシ対策についてのご質問でございました。

まず、イノシシ対策の現状認識についてということでございます。

本町では、昨今、住宅地へのイノシシの出没が見られるようになり、本年度は通学路付近にける目撃情報が4件寄せられております。以前に比べ地域における山林や農地の荒廃など、野生鳥獣のすみかとなる環境が大きく変化していることも要因と考えられております。

イノシシの捕獲頭数でございますが、平成24年、66頭、平成25年、79頭、平成26年、135頭、平成27年、122頭、平成28年、180頭、平成29年、249頭、平成30年、271頭と年々捕獲を増加させております。平成24年の66頭に対し平成30年の271頭というのは4倍以上となっており、有害鳥獣駆除に当たる隊員の方々は6年前の4倍の頭数捕獲し、殺処分しているということで、隊員の皆様方のご活躍には心から御礼を申し上げ、敬意を表すところでございます。

これだけ捕獲頭数を4倍に増やしてもなおイノシシの数が減ったという実感がないというところでございまして、さらに捕獲を進めていかなければならないと思っております。ちなみに、本年は8月29日時点で既に231頭の捕獲を行っております。これは狩猟ではなくて有害鳥獣駆除隊による実績のみで231頭捕獲しております、このペースでいきますと今年には300頭を大きく超えるような捕獲がなされるのではないかとというようなペースで現在捕獲が進んでおります。

今後とも有害鳥獣駆除隊もさらに支援しながら、捕獲を進めていかなければならないと考えております。

○議長（小唄 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） ありがとうございます。

現況としては、非常にどんどん増えていって大変な状態だと、そして有害鳥獣駆除隊の皆様方と連携をしていらっしゃるということなのですが、幾つかあるんですが、しとめる弾丸とか交通費とか日当とかさまざまあると思うんですが、もう少しそういったところに対して、ここまで一緒にイノシシから農作物を守っていくという中においてはもう少し補助を、温かい、力強いバックアップする補助があってもよろしいんじゃないかなというふうに思っています。具体的については、以前質問させていただいている内容でありますので、重複しますので控えさせていただきますけれども、そういった補助、もっとさらに拡充すべきだというふうに思っています。これはご検討いただきたいというふうに思っています。

さらに、遊休地対策等々、つまりどんどん耕作放棄地が増えていくとそこがイノシシのすみかになっていく等々のお話もありました。つまり、遊休地や耕作放棄地、まさに新規就農者を入れること、そしてどんどん農地を使っていくこと含めたところで、そういった対策というのにも必要だというふうに思っていますので、どんどん有効利用してイノシシが近づかないような環境、すみかをつくらぬような環境、これはもう今啓発活動を広報しるさとも載せていらっしゃると思いますので、それはきちっとさらに進めていただければというふうに思っています。

ここで、以前議会のほうでもお話があったんですが、旧七会給食センター跡地でイノシシ対策としてイノシシのお肉、捕獲したイノシシを食肉加工にして販売していこうと、東京農大とのコラボレーション、連携について以前お話がありましたが、現在、このイノシシ対策という観点から以前お話をいただいておりますので、進捗状況、七会の給食センター跡地利用に関するイノシシの対策、現在ほどのようになっているのか、教えていただければと思います。

続けてもう一点なんですが、豚コレラなんですけれども、昨日、一般質問の中でも群馬のほうまで近づいているやに聞いているという質問がありましたけれども、実際、長野県



というところには確実に出ていて、議会運営委員会でも視察に行った際に現場の公務員さんたち、職員さんたちは深夜までこのコレラ対策に対して取り組まなければならないような非常に困難な、日々厳しい、そういった状況があると、豚コレラというのは非常に大変な問題であるというふうな話を議運の視察の際にお聞きをした記憶がございます。

まさに、マニュアルとか、茨城県にはまだ来ていないと思うんですが、実際に来たときにどのような対応をし、どういうふうな雰囲気で行っていくのか、現在、有害鳥獣の駆除隊の皆様が血液であったりふん尿であったりそういったものを県のほうに送って、今のところは陰性だというお話は何っておるんですけれども、豚コレラまだ茨城には入っていないという話なんです、実際にそれが入ってきた場合、具体的にどのような対応策、県との連携、自治体としてはどのような取り組みを考えていらっしゃるのか、そのまず2点確認をさせていただきます。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き答弁を続けさせていただきます。

イノシシの食肉加工施設の取り組みについてのご質問がございました。

議員各位もご存じのとおり、城里町では3カ年計画で、今年には既に3年目になりますが、山村資源活用ということでイノシシの肉や皮などを使った事業を国の100%補助事業として行っております。本年度も予算をご承認いただきましてその活動を行っているところでございます。

今年には3年目、最終年次ということで具体的な商品化のテストを行うということでございまして、ふれあいの里におきましてイノシシ肉ピザ1,300円、あるいはホロルの湯におきましてイノシシの肉丼などを夏休みからジビエフェアということで提供を始めております。NHKの番組等でも取り上げられた効果もありまして、順調に売り上げが上がっているところでございます。私も家族でピザを食べてみましたが、ほかの牛や豚の肉を使ったピザと同じ値段で、イノシシだからといって安売りはしないで全く同じ値段で提供されておりましたが、順調に私以外の方も注文されていて、4歳、3歳の娘も一緒に食べましたが、おいしい、おいしいと言って食べることができましたので、確かにイノシシの肉、なかなかこの辺に住んでいると、地元に住んでいると怖いイメージあるいはおいがするイメージがあってとっつきにくいイメージがありますが、都会から遊びに来た人などにとってはジビエで健康にいいとか聞くと意外と抵抗なく食べていただけるものだなということで、現在、商品化に向けたテストマーケティングを今年行っているところでございます。

今年の販売実績を見まして、恐らく数百キロのイノシシの肉を十分に売ることができるというめどが、ただふれあいの里、ホロルの湯だけでもそれぐらいの売り上げがありそうだというめどは立ちつつあるところでございますが、さらにほかの施設でも販売をすれば、さらに数量を伸ばすことができるのではないかと期待をしているところでございます。

それが今年度予算による取り組みの実情でございます。ぜひ、議会の皆様方も一度ホロルの湯でのイノシシの肉井やふれあいの里のイノシシピザ、あるいはバーベキューでイノシシの肉を注文できる、今キャンペーン終わっちゃってもう売り切れちゃったかもしれませんが、一時期やっておりましたが、ぜひそういったふれあいの里やホロルの湯をご利用の際はイノシシ関係の肉もご賞味いただければというふうに思っております。

さて、食肉加工施設についての進捗状況でございますが、先日、城里町鳥獣被害対策実施隊金長隊長、大貫副隊長、森田副隊長、笹嶋副隊長、4名の方が城里町長室を訪れまして要望書をいただきました。その中でいろんな項目がございますが、ジビエ食肉施設の整備もぜひ行っていただきたいというような要望をいただきました。

食肉加工施設をつくることによって、今、1頭、有害鳥獣で捕獲するたびに国から8,000円、県から4,000円、町から4,000円で1万6,000円の補助があって、これが励みになってイノシシをとることを頑張っている側面があるんですが、さらにそのお肉を捨てないで食肉に回すというところにさらに補助の加算が受けられまして、1頭さらに1,000円分の補助が国から得られるということもありまして、そうするとやはり有害鳥獣駆除の隊員としては、先ほど河原井議員からの指摘もありましたがさまざまな経費がかかりますので、1頭とるとの単価が上がるというのは大変結構なことでありますということもありますし、あるいは加工施設がない場合、自分たちで皮を剥いたり肉をさばいたり、あるいは使えないところを処理したりという処分の手間がかかるわけですが、処理施設ができますととったイノシシを新鮮なうちにすぐ食肉加工施設に運べばその後の解体処理は全部そこでやってくれるので隊員としては大変助かると、金銭面だけではなくて肉体的、精神的に非常に助かるということもございますし、またそこで加工された肉が町の特産品としてさまざまなところで販売されるようになると地域おこしにもなるし誇らしいということもあるかと思えます。

そういったこともあり、要望書をいただいているところでございますが、こうした有害鳥獣駆除隊員の皆様方の要望もしっかり受けとめまして、また、国から3カ年の実験事業を受託して実績を積み上げてきた経緯もございますので、もし可能であれば町としてもこういった事業を進めていきたいというふうに思っておりますが、その際には議会の皆様方のご承認が必要ですので、ご理解をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

○議長（小唄 孝君） 8番河原井大介君。

〔「答弁漏れ」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 簡潔にお願いします。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） もう一つ答弁漏れがございました。

豚コレラ対策についてもご質問をいただいております。

岐阜県で野生のイノシシの豚コレラ感染が確認され、感染エリアの拡大が懸念されています。長野県でも感染が確認され、感染エリアの拡大が懸念されているところです。

そのため、国、県とも緊急防疫対策に乗り出したところです。8月21日付の茨城新聞でも報道されておりますが、県では9月定例議会において豚コレラ対策として7億3,200万の補正予算が計上されることになっております。これを受け、先般、県の担当課より本対策につきまして町に協力要請がありました。事業内容は、イノシシの畜舎への侵入を防止するための防護柵設置事業になります。本町では、農家調査を行い、実情を把握してから実施となるため、県で9月に補正が通りましたら12月の定例会で今度は町の補正で計上をしまして、この豚コレラ対策の防護柵などの事業を養豚農家のために行っていききたいというふうに考えております。

以上、イノシシ対策についてご説明を申し上げます。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 幾つかありますが、イノシシがかなり増えているという現状の中で、やはり田畑の電気柵、そういったものについても完璧に、例えば3年なら3年、しっかりと満額補助をしてあげるとか、しっかりそういった畑と田んぼ、そこは1つの窓口を農業政策課に一元化してきちっとそういった補助の申請も含めたところでしっかり対応策を近々に練り上げながら、例えば3カ年なら3カ年計画でやっていく抜本的な改革が必要だろうというふうに思っています。

豚コレラについても、もちろん県がやっていますので連携をしながら何かあれば迅速に対応することが必要だと思いますので、そこに対してはしっかり対応していただければと思います。

先ほど七会の給食センターの跡地、イノシシの食肉加工センターの話がありましたが、まず議会に現在のところ何もお示しされていないところがあると思うんです。やはり、資料、ペーパー等々でき上がれば提出をいただければというふうに思っています。

非常に、イノシシ対策をする観点の中で食肉を利用してお金までもうけちゃおうという、東京農大とのコラボレーションですからとてもいい内容だと思いますが、ただ、ここまで今回の話で言及するつもりはなかったんですが、先ほど売り先までしっかり、販路は実際どこまであるんだろうというふうにあります。つまり、イノシシをとってきてそれを売りますが、さすがにふれあいの里、ホロルの湯だけでは何百頭というイノシシのお肉は処理できないわけですから、販路をきちっととっているのか、じゃあ、逆に東京農大のほうではどこまでプランニングをさせていただいて、コンサルまでさせていただいて、しっかり一緒に歩いていただけるのか、そこら辺もよくわからないので、そういったところも詳細に今、これからお示しをするというお話でしたので、その点については議会のほうに資料等々提出していただきながら、そして内容等々も含めたところで具体的にイノシシの

加工食肉については議論を深めていきたいと思っておりますので、来年度に向けたというふうにお話は聞いておりますけれども、とにかくその前に全体で、庁舎、城里町全体でさまざまな方と意見交換しながら、どのようにやっていくかも含めて情報開示をしていただきながら情報の共有をしていきたいなというふうに思っておりますので、その点よろしくお願ひします。

最後に、イノシシの抜本的なこと、思い、具体的な補助体制についてご検討いただけるのか、つまり、もう少しさまざまな要望が上がっていますが、電気柵もそうなのですが、もっともっと予算、人、物、金、これが必要になってくると思ひます。非常に危ないといふか非常に困難な状況になってくると思ひますので、イノシシといつてもやはり農作物も被害があります。その点について、最後、町長のほうから決意をお聞きしながら質問を終えたいと思ひます。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

このイノシシ対策にかける決意をといふご質問でございました。

イノシシ対策、さまざまな対策がございます。町としては箱わな補助ですとか電気柵補助、防護柵などさまざまな補助を行っておりますが、柵をつくつてもそれは根本的な対策ではなくて、結局はイノシシの頭数を減らさないことには自分の畑にだけ入つてこなくても、その畑を避けて通学路へ出てきちゃったりとかほかの人のお庭に出てきちゃったりしますので、結局イノシシ対策の根本はやはり捕獲して頭数自体を減らしていくといふのが最終的な根本的な対策だといふふうに思っております。

そして、どうすれば捕獲頭数が増えていくのかといふことですが、それはひとえに狩猟者を増やし狩猟者のやる気を引き出し、わなの数を増やし、そしてわなが管理できる人を増やし、そして実際にとめ刺しができる人が増えて、そしてイノシシが減っていくものだといふふうに思ひます。そういった意味で有害鳥獣駆除隊の皆様方の処遇を改善し、あるいは負担を軽減し、やる気を引き出すようなことはあらゆることをやっつけていかなければならないといふふうに思っております。そういった意味で、ご質問ありました食肉加工施設も彼らの処遇改善と負担軽減につながるといふことで有効なものであるといふふうに思っております。

また、イノシシを単なる迷惑なものとしてだけ捉えたくないといふふうに思っております。えさの要らない山の恵みと捉えて、ぜひ、同じ脂肪でも悪玉コレステロールがイノシシの脂肪は少ないとかすばらしい健康にいいヘルシーなたんぱく質としての側面も持っておりますので、イノシシを肯定的な町の山の恵みと捉えて活用できるような、そういった体制をとっていききたいといふふうにも考えておりますので、ぜひ皆様方のご理解、ご協力をお願ひし、決意を改めて表明させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） ありがとうございます。

いずれにしましても、決意として対応していくと、真剣にこれから対応していただくことを切にお願い申し上げまして、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坏 孝君） 以上で8番河原井大介君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。

なお、議員各位においては議員控室にお集まりください。

午前11時10分休憩

---

午前11時20分開議

○議長（小坏 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第7号、9番関 誠一郎君の発言を一問一答方式により許可いたします。

9番関 誠一郎君。

〔9番関 誠一郎君登壇〕

○9番（関 誠一郎君） 9番関でございます。時間がお昼に迫ってきておりますので、簡潔明瞭に質問しますので簡潔明瞭な答弁をお願いしたいと思います。

まず、第1項目めでありますが、環境センターの進捗状況についてお伺いします。

昨年12月に議会が承認して契約という形で造成は早く整ったのでありますが、まだ未着工、建物の工事に関してはまだ入っていないという状況の中で、今現在までの進捗状況、そして今後の予定を町民課長にお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小坏 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 9番関議員のご質問にお答えいたします。

現在の環境センターの進捗状況であります。現在の状況は12月の本契約後、詳細設計を行い、その間に監理業務を委託いたしました。詳細設計及び詳細協議を行いながら各種申請の事前協議なども行ってまいりまして、8月末現在、各種申請に必要な図面がほぼ完成し、関係機関と事前協議を行い、事前申請書を提出いたしました。事前協議の返却を待つて建築確認申請書に添付し、正式に確認申請書を提出する予定であります。

今後の進め方としましては、確認申請に係る期間が一般的に2カ月半かかる見込みでありまして、11月中旬には許可がおりる予定です。建築確認申請がおりるまでの期間を利用しまして安全祈願祭や仮設の仮囲いなどを実施しまして、確認済証受領後は本体の掘削の

土工事から随時現場に入り、完成は令和3年3月末を予定しています。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 9番関 誠一郎君。

〔9番関 誠一郎君登壇〕

○9番（関 誠一郎君） 丁寧な説明ありがとうございました。

これをなぜ聞いたかという、アツマーレのグラウンド工事の前例があるから、契約はしました、着工はなかなかしない、半年以上たってから着工し、そして変更設計までやって追加金額まで決めてやった経緯があります。その経緯を知りたかった、そしていろいろなわさがやっぱり流れている、設計変更の中で追加工事があるのではないのかというような憶測も流れているから、今回聞いたわけでありましたが、この環境センター工事において追加工事、追加金額、これが生じることはないのか、再度お伺いいたします。

○議長（小坏 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 9番関議員のご質問にお答えいたします。

変更契約については、現在のところ発注の仕方が性能発注になっております。性能発注になっておりますので、発注者が町のほうで設備機能強化を依頼しない限り金額の変更はありません。今の予定もありません。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 9番関 誠一郎君。

〔9番関 誠一郎君登壇〕

○9番（関 誠一郎君） 今回みたいに、結局いつになって始まるんだろう、追加工事、追加金額があるんじゃないのかとかそういう憶測を生みますので、こういう場合は議長並びに担当常任委員長に報告をしてほしいと思います。今後、変更とか何かあれば議会のほうにちゃんと連絡してほしいと思っております。これだけ忠告してまいりたいと思います。

環境センターについては、今現在の状況を聞けばもう十分であります。町民課長においては今いろんな問題を抱えております。この環境センターの工事もそうですし産廃問題もそうです。体に十分留意されて打開を、乗り切ってほしいと思います。

次に、2番の民地買収についてであります。

これは、民地買収だけではここにおられる議員の皆さん、そしてまた傍聴されている皆さんがわからないと思い、ちょっと前段で説明してまいりたいと思います。

道の駅かつらに隣接している土地で、所さんという土地の所有者がおります。その所さんの土地を借りて皆川さんというおばあちゃんが野菜、前はそば、うどんもやっていたみたいですけれども販売をしていると。事の発端はトイレの新築工事における町の対応の悪さから始まったわけでありましたが、そのトイレ計画により町の対応の悪さで土地の買収計画が発覚したわけでありまして、そのやり方が余りにも常識のない対応の無さに今回の質問

に至ったわけであります。

この新築工事において、あそこで営業している皆川さん、おばあちゃんに対して何の連絡もなしに仮設の仮囲いで営業しているところが見えなくなった、商売に支障を来した皆川さんより苦情が入り、なぜ工事着工前にこのような状況になりますと、ご協力よろしくお願ひしますとなぜ挨拶に行かなかったのか、これは常識の常識であります。

まず、担当課長、この1点お伺ひします。

○議長（小坏 孝君） まちづくり戦略課長大曾根直美君。

〔まちづくり戦略課長大曾根直美君登壇〕

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 9番関議員さんのご質問に回答させていただきます。

道の駅トイレを着工する前に、なぜ説明に行かなかったかということでもありますけれども、当時確認したところ、最初にやはり行っておりませんで、その後、担当のほうで説明には行ったかと思ひますけれども、大変そこは反省しているところであります。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 9番関 誠一郎君。

〔9番関 誠一郎君登壇〕

○9番（関 誠一郎君） ただいま課長から挨拶に行っていなかったということがありましたが、どんな工事であっても近隣にご迷惑をかける場合には一言挨拶に行くのが当たり前のお話でありまして、町がやっているから行かなくてもいいという常識は通りませんので、今後、注意してやってください。

その皆川さんより苦情が入ったということにおいて、あそこの道の駅の社長である町長が皆川さんと協議して、雨風が当たらないようなテントをつくってあげますよという、町長が皆川さんにお話をしているわけですが、それはつくったんですか、つくらなかったんですか、町長にお伺ひいたします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 事前に通告いただいていた内容と全く違う質問になっておりますので、ちょっと状況を整理してまた後日説明したいと思います。

○議長（小坏 孝君） 9番関 誠一郎君。

〔9番関 誠一郎君登壇〕

○9番（関 誠一郎君） 通告しなかった、それは悪いかもしれないけれども、ただ、これ町長が自分からおばあちゃんに言っているんです。それで、実際に道の駅の役員会を開いて町の顧問弁護士も入って、道の駅の役員会でテントなんかだめですよというような結果になったと、それを町の顧問弁護士が皆川さんにテントはつくれないということになったわけですね。覚えているでしょう。あなたが実際に動いているんだから。

それで、このときに町長、顧問弁護士、町の職員、皆川さん、そして皆川さんの次男の皆さんで協議した、しかし物別れに終わったと。

次に、今度はコミセンで弁護士、道の駅の職員、町長もいたのかな、コミセンですから、皆川さん親子で協議、そのときに町の顧問弁護士から合意書なるものを出されたと。合意書、ここにありますが、これ顧問弁護士の印鑑押してあります。これ読み上げます。甲らというのは皆川さん親子、乙は道の駅、丙は城里町。

本日、道の駅は、皆川様らに対し道の駅トイレ新築工事に関する解決金として5万円を支払い、甲らはこれを受領した。

2、今後、甲らは、道の駅かつらトイレの新設に関し、道の駅、町に対して苦情等の一切を申し入れないと、こういう文言の合意書がある、この合意書、皆川さんたちと合意したんですか。どうか、町長に聞きます。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 一般質問では民地の買収についてということで通告をいただいているんですが、それに対する答弁を用意していたんですが、実際議会が始まってみると民地の買収とは関係のない、トイレの工事期間中、皆川様から道の駅かつらの店長に対していろんなお話がありまして、店長では業務時間中とても対応できないということで取締役会に相談があって、それで町のほうは費用を出しておりませんが、道の駅かつらのほうで取締役会で諮って行った事項についての質問になっておりまして、答えることもできませんが、しかし事前通告全くされていない質問について答えるということになると、事前通告制が壊れてしまいますので、この場での回答はこれ以上は差し控えたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 9番関 誠一郎君。

〔9番関 誠一郎君登壇〕

○9番（関 誠一郎君） これは、今、前段で申し上げましたが、この道の駅の工事から始まって土地の買収について発展するわけです。町長が答えたくないんでしょうけれども、やはり答えたくないようなことをやっているからこのような形になるんです。

それで、町の顧問弁護士を経て次は別の顧問弁護士、これは民地の買収ですから通告してありますから、民地の買収について、今度は別の弁護士から通知文、約6通来ています。これは、おばあちゃんのところに来ています。これおばあちゃんの長男である皆川千勝さんに来ています。これは私持っています。それで、松崎という弁護士さんから土地の買収計画があるというような内容が届いております。

これについて、事実かどうか確認します。これは担当課長がいいね。

○議長（小唄 孝君） まちづくり戦略課長大曾根直美君。

〔まちづくり戦略課長大曾根直美君登壇〕

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 9番議員さんの今のご質問なんですけれども、



町として道の駅かつらの隣接地の取得ということで進めておりませんので、ちょっと内容は私にはちょっとわかりません。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 9 番 関 誠一郎君。

〔9 番 関 誠一郎君登壇〕

○9 番（関 誠一郎君） うそをついちゃだめですよ。

不動産屋さんがこの松崎さんという弁護士に会ってお願いをしている。この訴えは地主である所さんの長女の旦那さん、野沢一明さんが、結局、立ち退きをしてくれという文言でこの弁護士から書類が来ているということなんですけれども、私もあの周り、隣の盆栽屋さん、セブンイレブン、あとは株主から聞くと、不動産屋が歩ったと。買収に歩ったということは聞いております。

それが今大曾根課長が買収を行っていない、金額も提示しているんじゃないですか。うそをついちゃだめですよ、課長。もう一回答弁願います。

○議長（小唄 孝君） まちづくり戦略課長大曾根直美君。

〔まちづくり戦略課長大曾根直美君登壇〕

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 9 番 議員さんのただいまのご質問にまたご回答いたします。

道の駅かつらの隣接地の取得なんですけれども、町としてはかかわっておりませんで、トイレを新築したことで駐車場が狭くなったということで駐車場用地として株式会社桂ふるさと振興センターのほうで取得したいということで進めているというのは、私どものほうで聞いておりますけれども、それ以下のことは私は知りませんのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 9 番 関 誠一郎君。

〔9 番 関 誠一郎君登壇〕

○9 番（関 誠一郎君） 不動産屋さんがその方たちと行き会って町が買いたいと。長女の旦那さん、野沢一明さんは町が使うのであるから協力したいというようなことで事が進んできたかと思うんですが、この不動産屋は町が買いたい、町で建物を壊したい、これまで言っているんですよ。それを知らないで。

私は、道の駅の予算で動いているんなら、こんな質問しませんよ。町で壊したい、町で買いたい、不動産屋が言っているんです。不動産屋の名前、教えてください。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 答弁をさせていただきます。

通告があった民地の買収についてということですので答弁させていただきます。

まず、課長がうそをついているということはございません。それは課長の名誉のためにはっきりと言っておきます。

なぜなら、民地の買収に関しては町の税金が一切動いていないので、課長は道の駅かつらの取締役ではありませんので、道の駅かつらは株主である、確かに町は株主ですが、株主は株主総会で取締役を選任した後は経営は取締役に委ねられますので、担当課の課長が取締役会の内容について私は知らないというのほうそではなくて、むしろ適切でありますので、課長はうそをついていないということははっきりここでさせておこうというふうに思います。勝手に別の会社である道の駅かつらのことについて、課長が答弁するのも適切でない、これは課長の答弁は間違いがないというふうに思います。

その上で、私のほうは道の駅かつらの代表取締役も兼ねておりますので、取締役会の経緯についても私は知っているところですので、私から答弁するのが適切だというふうに思います。

道の駅かつらの民地の隣の買収については、平成31年2月18日付で桂ふるさと振興センターから地主の方々に対して、駐車場が狭くなってしまってお客さんへのサービス上、駐車場が広いほうが良いということで駐車場を買いたいということで、取締役会でもきちんと協議した上で、全員賛成の上で、じゃあ購入の申し込みをしようということで地主の方に不動産の買い付けをしたいということで申し入れをしております。

その際、これは通常のことだと思いますが、駐車場用地として買うので更地の状態であれば買いますよということで申し入れをしています。町のほうで解体費用を出すとかそういうことはございません。更地の状態の土地を駐車場用地として道の駅かつらとしては買いたいと思っていますよということを2月18日に申し入れしているわけです。ただ、それについていつまでにやってくださいとか強引にやってくださいとかそんなことは申ししておりません。期限も決めずに、もし駐車場用地として更地の状態で引き渡されるのであれば買う意思がありますよということを申し上げたところでございます。

その後、地権者さんと、あるいは建物の所有者さん、あるいは建物で商売をなさっている方の間で行われた交渉の内容については、民間の相続人あるいは建物所有者あるいは内部での権利関係のことですので、町としてその中に入って弁護士を雇ったということもございません。あくまで所有者間の中での権利関係者内での話だというふうに思います。

また、道の駅かつらとしても、松崎さんという弁護士にお金を1円も払ったことはございません。あくまで、道の駅かつらとしては2月18日に申し入れをしたというのが内容でございます。

その後、8月になりまして橋のルートの話が町のほうに提示されまして、道の駅かつら建てかえが出てきたということで、その民地に関する買い付けの申し込みについては正式に買う意思はありませんということで、また書面で申し入れをしておりますので、民地の買い入れに関する話はなくなったということでございます。

○議長（小唄 孝君） 9 番 関 誠一郎君。

〔9 番 関 誠一郎君登壇〕

○9 番（関 誠一郎君） 買い入れを白紙にするということで、これはもうつい最近の話ではありますが、これだけ労力を使って不動産屋、弁護士がこの買収にいろんな角度で借り主の皆川さんを攻めてきたわけです。

一番私が弁護士が出した文書の中で、これ弁護士が考えるとは全く思いませんが、6月10日に松崎弁護士が皆川さんのところへ文書を出した。6月10日です、これ。6月いっぱいには立ち退いてほしい、7月1日以降、この建物があれば5,000円の不法行為による損害賠償をいただくという文言がありますが、民法上、立ち退きの場合は1カ月以上の催告期間を設けなければならないという文言がありますが、これ1カ月ないんです。それで、ましてや7月、間に合うわけないんですよ。7月1日に……

〔「議長、議運の副委員長、発言の許可をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○9 番（関 誠一郎君） 待って、待って。

○議長（小唄 孝君） 一般質問中だからちょっと。

〔「いや、一般質問であってもこれは町とは関係ないという答弁があった以上、ふるさと振興公社かつら道の駅と、民の問題ですから」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 一般質問中だから発言しないでください。

〔「おかしい」と呼ぶ者あり〕

○9 番（関 誠一郎君） 町が金を出すと弁護士が言っているんだから、その証言をもとにやっているんだから。

続けます。

いずれにしても、もう町長、まち戦は知らぬ存ぜぬと、これ幾ら私が証拠を持っていても知らぬ存ぜぬでは話が進まない。

今、鯉淵議員からありましたように、町でお金を出して解体するという形になれば議員としては黙っていられないというような形で一般質問をしたわけでありまして。

これ以上聞いても知らぬ存ぜぬということでありまして、最後に、町長に忠告していきたい。

数年前の盆栽屋さんの買収において、地主の方からの契約書をスマホで撮って、石崎盆栽屋さんにすぐ立ち退けというような話、そして、今回の買収計画、これは町長の考え、社長の考えなのか、また不動産屋を利用して行った行為も非常に常識を欠いた行為であり、地主はもとより借り主、不動産、松崎弁護士、全くの被害者であると言わざるを得ない。土地の買収にはもっと慎重に、今後対応していただきたいと思っております。

また、けさの新聞報道で見ますと、町長の決断と町民は誤解されるような新聞が載りましたが、これは自民党常北支部が一生懸命苦労されてこのような形になってきたということをお知らせして、私の一般質問を閉じたいと思っております。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 以上で9番関 誠一郎君の一般質問を終結いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（小唄 孝君） 本日の日程は全て終了いたしました。

なお、あす12日は議案整理のため休会とし、13日は午後2時に本会議場において再開し、議案質疑から入りますので、開議10分前までに控室にご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時49分散会